

フランスの財政ガバナンス —2012年の中期財政計画制度の改正を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

I 予算制度の要点

II 財政ガバナンス

1 中期財政フレーム

2 2012年法による改革

おわりに

翻訳：財政計画及び財政統治に関する2012年12月17日
の組織法律第2012-1403号

はじめに

フランスの財政ガバナンスは、EUの財政規律に従い財政赤字を一定の基準以下とすることを目標とするとともに（赤字ルール）、歳出総額に上限を設けている（支出ルール）⁽¹⁾。2012年に、一般に「財政協定」（Fiscal Compact）と呼ばれるEUの「欧州経済通貨同盟（EMU）における安定、協調及び統治に関する条約」⁽²⁾が調印された。この財政協定で新たな財政基準が設けられたことを受け、フランスは、2012年に、「財政計画及び財政統治に関する2012年12月17日の組織法律第2012-1403号」⁽³⁾（以下「2012年法」）を制定した。同法は、この新たな財政

基準を従来の制度に組み込むものである。

本稿では、第I章で財政ガバナンスの基礎となる予算制度の要点を紹介した上で、第II章で2012年法を中心に、財政ガバナンスの枠組みとその改革について解説する。また、末尾に2012年法の翻訳を付す。

I 予算制度の要点

フランスの予算制度は、憲法第47条に基づき、組織法律で定められる。現行の予算制度は、2001年の「予算法律に関する2001年8月1日の組織法律第2001-692号」⁽⁴⁾（一般に「LOLF」と略す。）により定められ、2006年から施行されている。この制度では、予算項目は、次のような3層構造となっている（LOLF第7条）。

- ・ ミッション（mission）：主要な政策単位に対応、議会での議決単位
- ・ プログラム（programme）：ミッションを細分化、予算の執行単位
- ・ アクション（action）：プログラムをさらに細分化したもの⁽⁵⁾

各年度の予算は、法律で定められる。予算に関する法律には、①年間予算を定める「当初予算法律」（Loi de finances de l'année (initiale)）、

(1) 財政ガバナンスに係るルールの諸類型については、この特集号所収の吉本紀「特集「財政ガバナンス」序」を参照。

(2) Treaty on Stability, Coordination and Governance in the EMU (TSCG). 英国とチェコを除くEU加盟25か国により2012年3月2日に署名され、2013年1月1日に発効した。正確には、「財政協定（Fiscal Compact）」は、その第3編を指す。

(3) Loi organique n° 2012-1403 du 17 décembre 2012 relative à la programmation et à la gouvernance des finances publiques. なお、組織法律は、憲法と通常法律の中間に位置する法律で、公権力の組織と運営の態様を定める。

(4) Loi organique n° 2001-692 du 1er août 2001 relative aux lois de finances. 同法については、高山直也「【フランス】予算法の新方式」『外国の立法』no.235-1, 2008.4, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000270_po_02350105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。以下、インターネット情報は、2014年11月28日現在のものである。

(5) Direction du Budget, *Guide pratique de la LOLF, Comprendre le budget de l'État*, édition juin 2012, pp.10-11. <http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publicque/files/documents/performance/lolf/guidelolf2012.pdf>

②当初予算法律を修正する「補正予算法律」(Loi de finances rectificative)、③最終的な歳出及び歳入を確定する「決算法律」(Loi de règlement)の3種がある⁽⁶⁾(LOLF 第1条)。これとは別に、社会保障制度関連の予算について定める「社会保障財政法律」(Loi de financement de la sécurité sociale)がある(社会保障法典 L. 第111-3条)。

会計年度は暦年で、単年度会計を原則とする⁽⁷⁾。当初予算法律の成立過程は、2月から9月までの政府による法案作成と、10月からの議会での審議の2段階に分かれる⁽⁸⁾。原則として、ある年度(n年度)に翌年度(n+1年度)の当初予算法案の検討が始まるが、それには、前年度(n-1年度)の予算執行状況と決算を踏まえる必要がある(LOLF 第41条)⁽⁹⁾。

法案作成は、首相の所管の下で、財務大臣(ministre chargé des finances)が主導する(LOLF 第38条)。実務は、財務省の予算局(direction du budget)が中心となる。まず、2月から、n-1年度の分析が始まり、その結果は「年次成果報告書」(rapports annuels de performances: RAP)にまとめられる(LOLF 第54条)。このRAPは、n-1年度の決算法案とあわせて、6月1日までに議会に提出される(LOLF 第46条)。例年、7月から8月頃に決算法律が成立する。

一方、n+1年度の当初予算法案の準備も2月から始まる。3月には、n+1年度予算の政策目標や予算額等を解説する「年次成果計画書」(projets annuels de performances: PAP)の検討が始まる。PAPは、n-1年度のRAPを踏まえるため、n-1年度の業績がn+1年度の予算に反映される⁽¹⁰⁾。6月末には、歳出総額を定める3か年計画(後述)に基づき、首相から各大臣に予算の概算要求基準(lettres-plafonds)が送付される。これに基づき、8月初頭までに予算配分が決まる。法案は、9月中旬に閣議決定され、PAP等の付属文書⁽¹¹⁾と併せて、10月の第1火曜日までに、政府から国民議会(下院)に送付される。両院での審議を経て、通常、12月31日までは当初予算法律が公布される。

一方、社会保障財政法案は、4月中旬から10月中旬にかけて、厚生省(ministère de la santé)の社会保障局(direction de la sécurité sociale)が中心となり、当初予算法案と内容を調整しながら作成される。その後、10月15日までに下院に提出され(社会保障法典 LO. 第111-6条)、50日以内に議決される(憲法第47-1条第3項)。

(6) その他、LOLF 第45条では、当初予算法律の成立が遅れた場合の暫定予算措置として、予算の一部を切り離して議決する法律や、予算成立までの間、政府による既存の税の徴収を承認する法律について規定している。

(7) 予算原則の詳細は、松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688号, 2008.5, pp.111-129. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999664_po_068806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(8) 当初予算法案の作成日程は、Direction du Budget, “Calendrier de la procédure budgétaire,” *Forum de la Performance* ウェブサイト <http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publicue/files/files/flash/calendrier/calendrierminefi.htm>を参照。

(9) この原則は、「高潔なる連鎖」(chainage vertueux)と称される。LOLF 第41条によれば、議会各院における当初予算法案の審議は、各院の第1読会で決算法案を表決した後でなければ開くことができない。例年、6月末頃に議会で開催される「財政方針に関する討議」(débat d'orientation des finances publiques: DOFP)(LOLF 第48条)の前に、決算法案の審議が始まる。なお、このDOFPでは、政府が議会に「国民経済の変動及び財政方針に関する報告書」(rapport sur l'évolution de l'économie nationale et sur les orientations des finances publiques)を提示し、当初予算法案の審議に向けた討議を行う。Jean-Luc Albert et Luc Saïdj, *Finances publiques* (Cours Dalloz: Série Droit public), 8e édition, Boston: Dalloz, 2013, p.455.

(10) Direction du Budget, *op.cit.* (5), p.24.

(11) LOLF 第51条に列挙されている。

II 財政ガバナンス

フランスの財政ガバナンスは、EUの財政規律と国内の中期財政フレーム⁽¹²⁾に従う。

EUの財政規律に従う各国は、財政赤字を対GDP比で3%以下とし、債務残高を対GDP比で60%以下としなければならない（赤字ルール）。さらに、財政協定に基づく中期財政目標として、財政収支の均衡若しくは黒字又は構造的財政収支の赤字を対GDP比0.5%以下にするという目標を国内法で定めなければならない。

中期財政フレームとしては、3か年計画と、これを組み込んだ財政計画法律 (loi de programmation des finances publiques) が用いられている（支出ルール）。

2012年法は、財政協定に基づく中期財政目標を財政計画法律に組み込むものである。

1 中期財政フレーム

(1) 3か年計画

3か年計画は、2009年度から作成されており⁽¹³⁾、将来3年間の歳出総額、各ミッションの上限額、各プログラムへの配分額を決定することで、歳出を統制するものである⁽¹⁴⁾（支出ルール）。同計画は、首相が各大臣に送る予算枠組書⁽¹⁵⁾ (lettre de cadrage) に基づき策定され⁽¹⁶⁾、予算配分の基礎となる。3か年計画は、法律で決定されるものではないが、次に見る財政計画法律に組み込まれる。

(2) 財政計画法律

財政計画法律とは、中期財政計画を定めるものである。2008年の憲法改正により、2009年から導入された⁽¹⁷⁾（憲法第34条第21項⁽¹⁸⁾）。現在までに、4つの財政計画法律⁽¹⁹⁾が制定されている。

(12) 中期財政フレームについては、田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011、pp.303-315を参照。

(13) 2006年に、LOLFの制定を主導したアラン・ランベール (Alain Lambert) とデイディエ・ミゴ (Didier Migaud) が政府に提出したLOLFの施行に向けた報告書で提案された。Alain Lambert et Didier Migaud, *La mise en oeuvre de la loi organique relative aux lois de finances: A l'épreuve de la pratique, insuffler une nouvelle dynamique à la réforme*, La Documentation française, 2006, p.ii. <http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance-publique/files/files/documents/performance/lolf/rapports_gouvernement/2006/rapport2006_lolf.pdf>

(14) 歳出総額は3年間で固定されるが、各ミッションの上限額は最初の2年間は固定で、3年目については歳出総額の範囲内で見直すことができる。同様に、各プログラムの配分額は1年目のみが固定で、2、3年目は見直すことができる。3か年計画は、計画最終年が次の計画の初年度と重なるように、2年ごとに作成される。例えば、2010年に2011-2013年計画が策定され、その最終年である2013年の歳出枠組みを引き継いで、2012年に2013-2015年計画が策定された。Michel Bouvier, Marie-Christine Esclassan et Jean-Pierre Lassale, *Finances publiques* (Manuel), 12e édition, Paris: LGDJ, Lextenso éditions, 2013, pp.329-331.

(15) 予算枠組書は、複数年の予算の大枠及び各大臣が守るべき支出に関する規範を示す。ibid., p.329.

(16) 4月又は5月に予算局と各省が開く予算会議 (conférences budgétaires) で策定する。Bouvier, Esclassan et Lassale, *op.cit.* (14), p.333.

(17) 導入の目的は、中期財政計画に対する議会の関与を強めるとともに、各種予算関連法律の一貫性を確保することにあった。Gilles Carrez, *Assemblée nationale Rapport*, n° 1155, 9 octobre 2008, pp.7-8. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1155.pdf>>

(18) 憲法第34条第21項は、「財政の複数年の方針は、[財政] 計画法律で定める。当該法律は、一般政府の収支均衡の目標に組み込まれる」 ([] 内は筆者補記) としている。なお、一般政府 (administrations publiques) とは、欧州連合運営条約の第12議定書に基づき、欧州連合で用いる国民経済計算体系 (European System of Accounts: ESA) について定める規則 (EC) 2223/96の附則Aにおいて定義され、税等を用い個人又は団体のための財又はサービスを提供する制度単位及び所得又は富の再配分を行う制度単位を含む部門とされている。フランスでは、一般政府は、中央政府 (administrations publiques centrales)、地方政府 (administrations publiques locales) 及び社会保障基金 (administrations de sécurité sociale) の3つに分類される。

(19) Loi n° 2009-135 du 9 février 2009 de programmation des finances publiques pour les années 2009 à 2012; Loi n° 2010-1645

3か年計画が歳出のみを対象としていたのに対し、財政計画法律は、歳入及び歳出の両方の目標値を定める。ただし、財政計画法律は、各種予算関連法律を拘束するものではない⁽²⁰⁾。実際に各種予算関連法律を財政計画法律に従わせているものは、真実性の原則 (principe de sincérité) という予算原則の1つである⁽²¹⁾。この原則は、入手可能な情報とそこから導き出される見通しを考慮して予算を作成しなければならないとするものである。これにより、各種予算関連法律は、財政計画法律で定める目標値を尊重するものである⁽²²⁾。

2 2012年法による改革

2012年法は、EUの財政協定第3条に従い、中期財政目標を財政計画法律に導入するとともに、中期財政目標からの乖離が生じた場合は是正措置について定める。また、同法により、中期財政目標の達成状況を監視する独立機関として、財政高等評議会 (Haut Conseil des finances publiques) が創設された。

(1) 中期財政目標

2012年法により、財政計画法律に盛り込むべき主な規定は、①中期財政目標 (2012年法第1条第1項)、②構造的財政収支の各年度の目標値及び複数年の推移 (同第2項) 及び③構造的財政努力 (effort structurel) (同第3項) となった。

①の中期財政目標は、財政協定に従い各国が策定するものである⁽²³⁾。なお、最新の財政計画法律である「2014年度から2019年度までの財政計画に関する2014年12月29日の法律第2014-1653号」⁽²⁴⁾ (以下「2014年-2019年財政計画法律」) 第2条によれば、2014年から2019年までの中期財政目標は、構造的財政収支の赤字を対潜在GDP比0.4%以下とすることである。

②の構造的財政収支は、現実の財政収支から景気循環要因⁽²⁵⁾と一時的及び臨時的措置⁽²⁶⁾の影響を排したものとして定義される。財政計画法律には、構造的財政収支の複数年の推移⁽²⁷⁾がわかるような表が記載される。

③の構造的財政努力は、2003年に提案された概念⁽²⁸⁾である。構造的財政収支のうち、公共

du 28 décembre 2010 de programmation des finances publiques pour les années 2011 à 2014; Loi n° 2012-1558 du 31 décembre 2012 de programmation des finances publiques pour les années 2012 à 2017, Loi n° 2014-1653 du 29 décembre 2014 de programmation des finances publiques pour les années 2014 à 2019.

(20) 財政計画法律に限らず、この種の計画法律の規定は、訴訟の根拠とすることも、事後的違憲審査 (QPC) の対象とすることもできない旨を、コンセイユ・デタの判決が確認している。CE, 18 juillet 2011, *Fédération nationale des chasseurs et autres*, n° 340512, Rec. p. 368; Christian Eckert, *Assemblée nationale Rapport*, n° 244, 3 octobre 2012, pp.75-76. (<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r0244.pdf>)

(21) LOLF 第32条及び社会保障法典 (Code de la sécurité sociale) LO. 第111-3条1 C 2°に規定されている。

(22) Eckert, *op.cit.* (20), pp.87-88.

(23) 具体的な中期財政目標は、各財政計画法律の立法者に委ねられる。ただし、憲法第55条により、条約は法律に優越するとされているため、立法者は、財政協定に従う必要がある。Eckert, *op.cit.* (20), p.79.

(24) 前掲注(19)で挙げた“Loi n° 2014-1653 du 29 décembre 2014 de programmation des finances publiques pour les années 2014 à 2019”である。

(25) 景気変動が与える影響。歳出面では失業給付の増減、歳入面では税収の増減が考慮される。Thibault Guyon et Stéphane Sorbe, “Solde structurel et effort structurel: vers une décomposition par soussecteur des administrations publiques,” *Les Cahiers de la DGTPE*, n° 2009-13, Décembre 2009, pp.6-7. (<http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/333461>)

(26) 税制改革による一時的な税収増など。Eckert, *op.cit.* (20), pp.85-86.

(27) この推移は、中期財政目標を迅速に達成できるようなものとする。達成に向けたスケジュールは、財政協定で定める構造的財政収支赤字の年間削減目標 (対GDP比0.5%以上) に基づき、欧州委員会が提案する。

(28) 2004年度予算法案に添付された報告書の中で提案された。*Projet de loi de finances pour 2004, Rapport économique, social et financier. Tome I: Perspectives économiques 2003-2004 et évolution des finances publiques*, pp.69-71. (<http://www.tresor.economie.gouv.fr/File/325452>)

部門の自由裁量措置 (action discrétionnaire) に起因する部分として算出される。そのため、財政政策の効果や影響を測る有効な手段となる⁽²⁹⁾。具体的には、歳出抑制のための財政努力の効果と政府が新たに講じた国民負担 (prélèvements obligatoires)⁽³⁰⁾に関する措置による歳入の増減が算出される⁽³¹⁾。

(2) 是正措置

財政計画法律で定めた中期財政目標と予算執行結果に著しい乖離⁽³²⁾が生じた場合には、政府は、その原因を決算法案の審議の際に説明する。また、当初予算法律の審議のために作成する「国民経済の変動及び財政方針に関する報告書」⁽³³⁾において、予定する是正措置を示す。政府は、遅くとも、次の当初予算法案又は当初社会保障財政法案において、この乖離を考慮⁽³⁴⁾しなければならない (2012年法第23条)。

(3) 財政高等評議会

財政高等評議会⁽³⁵⁾は、会計検査院の下に設置され、議長は会計検査院長が務める。そのほかの10人の委員は、会計検査院長、両院議長、各院の財政委員長及び経済・社会・環境評議会議長⁽³⁶⁾が指名する者のほか、国立統計経済研究所の研究所長から成る (2012年法第11条)。

その任務は、財政計画法律と各種予算関連法案の評価である。

財政計画法案については、マクロ経済見通しやEUの各種協定等との整合性を評価し、意見を表明する (同第12条及び第13条)。

当初予算法律、補正予算法律及び社会保障補正財政法律は、その前文に、構造的財政収支の目標値が示される (同第7条)。財政高等評議会は、法案段階で、これらの目標値と財政計画法律で定めた構造的財政収支の複数年の方針との整合性を評価し、意見を表明する (同第14条及び第15条)。

決算法律は、その前文に、予算執行後の構造的財政収支の値が示される (同第8条)。財政高等評議会は、法案段階において、この値と財政計画法律で定めた構造的財政収支の複数年の方針との著しい乖離の有無を確認し、前述した是正措置の必要性を判断する (同第23条)。

おわりに

フランスの財政ガバナンスについては、3か年計画に基づく財政フレームの拘束力が弱いといった指摘がある⁽³⁷⁾。また、前述したように、

(29) Eckert, *op.cit.* (20), pp.94-95.

(30) 国民負担 (prélèvements obligatoires) は、直訳すれば「強制徴収」であり、税や社会保険料等の自然人又は法人が行政に支払うことを義務づけられているものの総称。Edward Arkwright et al., *Les finances publiques et la réforme budgétaire* (Découverte de la vie publique), Paris: Documentation française, 2008, pp.27-28.

(31) 構造的財政努力は、歳出と歳入の両面から算出される。歳出については、実際の歳出の増額と潜在成長率と同率で増加した場合の歳出の増額との差として表される (歳出の増加が潜在成長率の増加よりも遅ければ、構造的財政収支の改善を意味する)。一方、歳入については、国民負担以外の収入の増減による影響及び税収弾性値 (税収の伸び率 ÷ GDP 成長率) の変動による影響を排したものと表される。Guyon et Sorbe, *op.cit.* (25), pp.13-15.

(32) 1年対 GDP 比 0.5% 以上又は2年連続で対 GDP 比 0.25% 以上の乖離 (2012年法第23条II)。

(33) 前掲注(9)参照。

(34) 「考慮する」というあいまいな表現は、財政計画法律が予算法律等を拘束しないことを意味する。François Marc, *Sénat rapport*, N° 83, 24 octobre 2012, p.118.

(35) EU法で規定する独立機関 (independent body) にあたる。

(36) 経済・社会・環境評議会 (Conseil économique, social et environnemental) は、憲法第69条から第71条までの規定により設置される諮問機関である。被用者、企業、商工業、農業、協同組合、環境保護団体等の代表者や有識者などの233人の評議員から成る。その任務は、経済、社会、環境等の所管分野に関する法案について政府から諮問を受け、答申することなどである。

(37) 田中 前掲注(12), p.313.

財政計画法律は、各種予算関連法律を法的に拘束するものではない。他方、財政計画法律の目標値が楽観的であるとの批判もある。実際に、2014年-2019年財政計画法律は、法案審議段階で、中期財政目標案に対して、野党が過半数を握る元老院（上院）から批判が上がり、一旦否決される事態を経ている³⁸⁾。

表は、2014年-2019年財政計画法律と、その1つ前の財政計画法律である「2012年度から2017年度までの財政計画に関する2012年12月31日の法律第2012-1558号」（以下「2012-2017年財政計画法律」）、各予算法律及び各決算法律で示された構造的財政収支を比較したも

のである。2012-2017年財政計画法律の目標値は、2014年-2019年財政計画法律に至るまでに、各予算法律及び決算法律により大きく下方修正されていることがわかる。

また、政府は、2013年に、EUが求める財政赤字の対GDP比3%以下の達成期限を2012-2017年財政計画法律で定めた2013年から2015年に延期すると発表していたが、これをさらに2017年まで延期すると2014-2019年財政計画法律で定めた。

このように、フランスは、依然として困難な財政状況から抜け出す見通しが立っていない。

(はっとり ゆうぎ)

表 構造的財政収支の対潜在GDP比

(単位：%)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
2012-2017年財政計画法律	-3.6	-1.6	-1.1	-0.5	0.0	0.0	—	—
2012年度決算法律	-3.9*	—	—	—	—	—	—	—
2014年度予算法律	—	-2.6	-1.7	—	—	—	—	—
2013年度決算法律	—	-3.1*	—	—	—	—	—	—
2015年度予算法律	—	—	-2.4	-2.1	—	—	—	—
2014-2019年財政計画法律	—	—	-2.4	-2.1	-1.8	-1.3	-0.8	-0.2

* 四角で囲んだ数値は、決算で確定した値。これ以外は、全て目標値。
(出典) 筆者作成。

³⁸⁾ Sophie Huet, “Finances publiques: la droite à l'offensive au Sénat,” *Le Figaro*, 2014.11.7, p.4.

財政計画及び財政統治に関する 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号

Loi organique n° 2012-1403 du 17 décembre 2012 relative à la programmation et à la gouvernance des finances publiques

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希 訳

【目次】

- 第 1 節 財政計画に関する規定
- 第 2 節 欧州連合の機関との経済及び予算についての対話に関する規定
- 第 3 節 財政高等評議会に関する規定
- 第 4 節 是正の方法に関する規定
- 第 5 節 雑則及び最終規定

第 1 節 財政計画に関する規定

第 1 条

財政計画法律は、憲法第 34 条に規定する一般政府の収支の均衡の目標を尊重し、2012 年 3 月 2 日にブリュッセルにおいて調印された欧州経済通貨同盟における安定、協調及び統治に関する条約第 3 条に規定する一般政府の中期財政目標を定める。

当該法律は、当該中期財政目標の実現を目的として、前記条約の条項に適合するように、国民経済計算における一般政府の収支について、構造的財政収支及び現実の財政収支の連続する各年の推移を定め、これに構造的財政

収支と現実の財政収支の関係を示す計算方法の指示及び公債の変化を付すものとする。構造的財政収支は、景気循環要因による変化について調整し、かつ、一時的及び臨時的措置を差し引いた財政収支とする。

財政計画法律は、その計画期間中の各会計年度の構造的財政努力について定める。構造的財政努力とは、新たな措置が歳入に及ぼす効果⁽¹⁾及び構造的財政収支の変動に対する歳出の寄与⁽²⁾として定義される。

財政計画法律は、一般政府の各下位部門の年間の実際の財政収支の内訳を示す。

第 2 条

第 1 条に規定するもののほか、財政計画法律で定める複数年の財政方針には、当該方針が対象とする各会計年度について、次に掲げる事項を定めるものとする。

1° 国の一般会計予算の上限額、国の歳入の先取り⁽³⁾の上限額並びに地方公共団体及び社会保障に関する機関以外の公法人又は私法人の財源となるあらゆる種類の税⁽⁴⁾の創設、廃止又は改正 [による税収の増減]⁽⁵⁾

(1) 税制改正などの措置により生じる歳入の増減のことをいい、より厳密に租税帰着 (incidence) などと訳されることもある。

(2) 例えば、歳出削減のための財政努力など。

(3) 歳入の先取り (prélèvements sur les recettes: PSR) とは、地方自治体への交付金の原資などに充てるために、国の収入の一部を歳入から控除して先取りすることである (LOLF 第 6 条第 4 項)。

(4) このような税は、憲法上も法律上も、明確に定義されていない。一般に、一般会計予算に含まれず、その税収が単一の機関、団体等に割り当てられるものと考えられる。Conseil des prélèvements obligatoires, *La fiscalité affectée constats, enjeux et réformes*, juillet 2013, pp.28, 38. <http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&ved=0CCoQFjAB&url=http%3A%2F%2Fwww.ccomptes.fr%2Fcontent%2Fdownload%2F57516%2F1464918%2Fversion%2F2%2Ffile%2F20130704_CPO_rapport_fiscalite_affectee.pdf&ei=bjxTVKW1EYHAMwX2xYHoCQ&usg=AFQjCNGI pXXXkuUw3fXobTtUgOYTb0xOg&bvm=bv.78597519,d.dgY> 以下、インターネット情報は、2014 年 11 月 28 日現在のものである。

(5) [] 内は訳者補記。以下同様。

の上限額

- 2° 社会保障の基礎的強制加入制度に関する歳出の目標及び当該制度全体のうち医療保険に関する歳出の国の目標
- 3° あらゆる種類の税及び社会保険料に関し、法律又は政府の命令により講じる新規の措置の最低限の効果⁽⁶⁾
- 4° 国の一般会計予算から各ミッションに割り当てる予算の上限額
- 5° この組織法律第 23 条 II に規定する構造的財政収支の複数年の方針との著しい乖離が生じた場合に実施することができる是正措置の規模及び日程に関する指標並びに必要に応じて、前記 2012 年 3 月 2 日に調印された条約第 3 条に規定する例外的な事情⁽⁷⁾を考慮する際の条件

財政計画法律には、歳出、歳入及び財政収支の枠組み又は一般政府の全部又は一部に関する国債の発行についての複数年の方針を含むことができる。

財政計画法律は、1° に規定する予算、先取り及び税の範囲を定める。1° 及び 2° に規定する各金額及び各目標は、同一の基準で算定する。

第 3 条

財政計画法律は、当該法律が定める複数年の方針のそれぞれについて、計画の対象とする期間を定める。当該期間は、暦年で 3 年以上とする。

第 4 条

財政計画法律は、専ら予算法律及び社会保障財政法律で定める事項以外の財政運営に関する規則並びに議会による当該財政運営についての情報収集及び統制に関する規則を定めることができる。当該規則は、特に、歳出、歳入、財政収支又は一般政府の全部若しくは一部に関する公債の発行を規制することを目的とすることができる。

第 1 項に規定する事項については、財政の複数年の方針と区別して示すものとする。

第 5 条

財政計画法律に添付される議会の承認を要する報告書には、次に掲げる事項を記載する。

- 1° 計画作成の基礎となる仮定及び方法論
- 2° 計画期間中の各会計年度について、国民経済計算の規則に従い示される一般政府及びその各下位部門の歳入、歳出、財政収支及び公債の展望
- 3° 計画期間中の各会計年度について、老齢保険⁽⁸⁾及び家族手当⁽⁹⁾に係る歳出の見積り
- 4° 計画期間中の各会計年度について、国民経済計算の規則に従い示される補足的年金制度⁽¹⁰⁾及び失業保険に係る歳入、歳出及び財政収支の展望
- 5° 計画の遵守を保障する措置
- 6° 財政計画法律が定める額と当初予算法律及び当初社会保障財政法律が定める額との比較に必要な前提等、第 2 条 1° 及び 2° に規定する上限及び目標の遵守を統制するの

(6) 前掲注(1)参照。

(7) ここでの例外的な事情とは、政府の意思と無関係に一般政府の財政状況に多大な影響を与える尋常ではない事態又は深刻な景気後退を指す。

(8) 老齢保険 (assurance vieillesse) は、フランスの年金制度である。

(9) 家族手当 (allocations familiales) は、2 人以上の子がいる家庭に給付される扶養手当。

(10) フランスの年金制度は、1 階部分の基礎的的制度 (régimes de base)、2 階部分の補足的的制度 (régimes complémentaires) 及び 3 階部分の付加的的制度 (régime supplémentaire) から成り、この 1 階部分と 2 階部分を合わせて老齢保険と呼ぶ。なお、3 階部分のみ任意加入である。江口隆裕「フランスの年金制度」『年金と経済』31 (1), 2012.4, p.130.

に有用なあらゆる情報

- 7° 加盟国の予算枠組みの要件に関する 2011 年 11 月 8 日の理事会指令 2011/85/EU に規定する政策に変更がない場合の財政予測⁽¹¹⁾及び中期財政目標の実現のために当該予測に照らして検討される政策の説明
- 8° 構造的財政収支に直ちに影響のない履行前の国の重要な支出負担行為の金額及び支払期日
- 9° 第 1 条に規定する構造的財政努力の算定方法、一般政府の各下位部門における当該構造的財政努力の内訳及び構造的財政努力という概念と構造的財政収支という概念の対応関係を明確にする要素
- 10° 財政計画に用いる潜在国内総生産の仮定。当該報告書は、欧州委員会の見積りとの差異がある場合には、これを記載し、及び説明するものとする。
- 11° 景気が歳出及び歳入に及ぼす影響の見積りの基礎となった仮定並びに特に各種の国民負担⁽¹²⁾及び失業補償支出の景気弾力性の仮定。当該報告書は、欧州委員会の見積りとの差異がある場合には、これを記載し、及び説明するものとする。
- 12° 第 1 条に規定する年間の構造的財政収支の算定方法
- 当該報告書は、欧州連合の各種戦略目標に照らしたフランスの状況についても記載するものとする。

第 6 条

財政計画法律は、一般政府の歳出、歳入、財政収支及び公債の展望を真実性のある方法⁽¹³⁾で定めるものとする。同法の真実性は、入手可能な情報及びそこから当然に導き出すことができる見通しを考慮して評価する。

第 7 条

当初予算法律、補正予算法律及び社会保障補正財政法律には、対象とする年度について、一般政府全体の構造的財政収支及び現実の財政収支の見通しを記載する概略表を示す前文を置き、これに構造的財政収支と現実の財政収支の関係を示す計算方法の指示を付す。

当初予算法律の概略表は、[予算法律の公布の] 前年度の予算執行及び当年度の予算執行の見通しにおける一般政府全体の構造的財政収支及び現実の財政収支も提示する。

当初予算法案、補正予算法案又は社会保障補正財政法案の提案理由説明書において、構造的財政収支の算定の基礎となった仮定が、財政計画法律における同年度の構造的財政収支の算定の基礎となった仮定と同一であるか否かを示す。

第 8 条

決算法律には、対象とする年度の予算執行の結果に基づき、一般政府全体の構造的財政収支及び現実の財政収支を記載する概略表を示す前文を置くものとする。必要に応じて、当初予算法律で定める財政収支と財政計画法

(11) 理事会指令 (2011/85/EU) 第 9 条に基づき、加盟国の中期予算枠組みにおいて、今後の中期政策により、いかに中期財政目標を達成するかを、従前どおり政策に変更がなかった場合と比較して説明する。

(12) 国民負担 (prélèvements obligatoires) は、直訳すれば「強制徴収」であり、税や社会保険料等の自然人又は法人が行政に支払うことを義務づけられているものの総称。Edward Arkwright et al., *Les finances publiques et la réforme budgétaire* (Découverte de la vie publique), Paris: Documentation française, 2008, pp.27-28.

(13) 予算は、入手可能な情報とそこから導き出される見通しを考慮して作成しなければならないとする「真実性の原則」(principe de sincérité) に従うことを意味する。

律で定める財政収支との乖離を示すものとする。また、決算法案の提案理由説明書において、構造的財政収支の算定の基礎となった仮定が、当初予算法律及び財政計画法律における同年度の構造的財政収支の算定の基礎となった仮定と同一であるか否かを示すものとする。

第9条

- I. 予算法律に関する2001年8月1日の組織法律第2001-692号第50条に規定する当初予算法案に添付する報告書⁽¹⁴⁾は、対象とする年度の一般政府全体について、第1条に規定する構造的財政努力及び現実の財政収支の見通しに基づく評価を一般政府の下位部門ごとに示し、構造的財政努力という概念と構造的財政収支という概念の対応関係を明確にするための要素を示すものとする。
- II. 社会保障法典LO第111-4条に規定する社会保障財政法案に添付する報告書⁽¹⁵⁾は、対象とする年度について、社会保障の強制加入の基礎的制度に関する第1条に規定する構造的財政収支の見通しに基づく評価を示すものとする。

第2節 欧州連合の機関との経済及び予算についての対話に関する規定

第10条

欧州連合の法律により、フランス政府及び欧州連合の機関が作成する文書の定期的な交換及び審査を含む経済及び予算に関する政策協力手続が定められている場合には、フランス議会への情報提供に最も適した日に、国民議会及び元老院において、審議を行うことができる。

欧州連合運営条約第126条に基づく過剰財政赤字手続において、欧州連合理事会(Council of the European Union)がフランスに送付するあらゆる決定について、国民議会及び元老院において、審議を行うことができる。

第3節 財政高等評議会に関する規定

第11条

財政高等評議会は、独立した機関であり、会計検査院の下に設置する。当該評議会は、会計検査院長が主宰する。

財政高等評議会は、議長のほかに、次に掲げる10人の委員で組織する。

- 1° 会計検査院長が指名する当該院に在職中の4人の司法官⁽¹⁶⁾。(1°第2文削除)⁽¹⁷⁾
- 2° 国民議会議長、元老院議長並びに国民議会及び元老院の財政委員長が、マクロ経済見通し及び財政の分野の専門知識を有することを理由として、それぞれ1人ずつ任命する4人の委員。当該委員は、各院の財政

(14) 国の経済予測、社会予測及び財政予測に関する「経済・社会・財政報告書」(rapport économique, social et financier: RESF)を指す。

(15) LO第111-4条は、当初社会保障財政法案に添付する報告書及び添付資料の内容について規定する。

(16) 司法官(magistrat)は、裁判官と検察官の総称である。フランスの会計検査院は行政裁判所の一種であり、職員は主にこの司法官で構成されている。

(17) 1°の第2文は、憲法院判決第2012-658号により、違憲とされたため、公布前に削除された。削除された規定は、「当該委員は、国民議会及び元老院の財政委員会及び社会問題委員会による当該委員についての公聴会を経て任命する」である。違憲理由は、立法府が公聴会により、他機関の任命権に統制を加えることが権力分立の原則に反するためである。Cons. const. déc. n° 2012-658 DC du 13 décembre 2012.

委員会及び社会問題委員会が共催する公聴会において任命する。当該委員は、公選職に就くことができない。

3° 経済・社会・環境評議会⁽¹⁸⁾議長が、マクロ経済見通し及び財政の分野の専門知識を有することを理由として任命する 1 人の委員。(3° 第 2 文削除)⁽¹⁹⁾当該委員は、公選職に就くことができない。

4° 国立統計経済研究所の研究所長

1° で任命する委員の一団及び 2° で任命する委員の一団は、同数の男女で組織する。財政高等評議会の最初の設置の際に、2° 及び 3° に規定する 5 機関それぞれが任命することとなっている委員を男性とするか女性とするかを、コンセイユ・デタ⁽²⁰⁾の議を経るデクレで方法を定めるくじ引きにより指定する。2° 及び 3° で任命する委員の交代の際に、女性の後任は男性とし、男性の後任は女性とする。1°、2° 及び 3° で任命する委員の補欠は、[委員と] 同性の者とする。

財政高等評議会の委員は、無報酬とする。

1° から 3° までに規定する財政高等評議会の委員は、5 年の任期で任命する。1° に規定する委員の任期は、1 回に限り更新することができる。2° 及び 3° に規定する委員の任期は、更新することができない。1° から 4° までに規定する委員は、任命の際に、会計検査院長に利害関係に関する届出書を提出する。

1° から 3° までに規定する財政高等評議会の委員は、その半数を 30 か月ごとに交代する。

この条に規定する 5 年の期間にかかわらず、財政高等評議会は、設置の際に、1° に規定する委員のうち 30 か月の任期を 1 回に限り更新することができる者 2 人並びに 2° 及び 3° に規定する委員のうち 30 か月の任期を更新することができない者 2 人を含むものとする。当該委員は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める方法に従い、財政高等評議会により、くじ引きで選ばれる。

財政高等評議会の委員は、その任務の遂行に際して、政府又はその他の公法人若しくは私法人の命令を求め、又は受けてはならない。

1°、2° 若しくは 3° に規定する委員の死亡若しくは辞職、最終項に規定する条件による委員の職務の終了又は会計検査院の司法官の会計検査院における職務の終了の場合には、残任期間について、その補欠が委員の職務を行う。当該残任期間が 1 年未満の場合には、新しい委員の任期は、1 回に限り更新することができる。

1°、2° 又は 3° に規定する財政高等評議会の委員の職務は、当該委員の持続的な身体の障害又は重大な義務違反がその職務の継続に支障を来すことが認められる場合において、その他の委員の 3 分の 2 以上の同意があり、かつ、当該委員を指名した機関によるときに限り、終了させることができる。

第 12 条

財政高等評議会は、財政計画法案が依拠する潜在国内総生産の見積りについての意見を

(18) 経済・社会・環境評議会 (Conseil économique, social et environnemental) は、憲法第 69 条から第 71 条までの規定により設置される諮問機関である。被用者、企業、商工業、農業、協同組合、環境保護団体等の代表者や有識者などの 233 人の評議員から成る。その任務は、経済、社会、環境等の所管分野に関する法案について政府から諮問を受け、答申することなどである。

(19) 3° の第 2 文は、前掲注(17)と同様の利用により違憲とされた。削除された規定は、「当該委員は、国民議会及び元老院の財政委員会及び社会問題委員会による公聴会を経て任命する」である。

(20) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、行政最高裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関である。

表明する場合には、政府及び欧州委員会の見積りと照らし、当該意見の根拠を示す。

当該評議会は、経済成長見通しについての意見を表明する場合には、当該評議会が一覧を作成し、及び公表した全ての機関の経済成長見通しを考慮する。

第 13 条

財政高等評議会は、財政計画法案が依拠するマクロ経済見通し及び潜在国内総生産の見積りについて、政府から諮問を受ける。政府は、コンセイユ・デタが財政計画法案について諮問を受ける 1 週間前までに、当該法案並びに当該高等評議会が財政計画法案の整合性を中期財政目標⁽²¹⁾及びフランスに関する欧州連合の各種取決め⁽²²⁾に照らして評価するために必要なその他全ての情報を、当該高等評議会に送付する。

当該高等評議会は、第 1 項に規定する全ての情報について意見を表明する。当該意見は、財政計画法案をコンセイユ・デタに送付する際に、当該法案に添付する。当該意見は、議会に提出する財政計画法案に添付され、その提出の際に、当該高等評議会により公表される。

第 14 条

財政高等評議会は、当初予算法案及び当初社会保障財政法案が依拠するマクロ経済見通しについて、政府から諮問を受ける。政府は、コンセイユ・デタが当初予算法案について諮

問を受ける 1 週間前までに、当該高等評議会が当初予算法案の前文の整合性を財政計画法案で定める構造的財政収支の複数年の方針に照らして評価するために必要な当初予算法案及び当初社会保障財政法案に関する情報を、当該高等評議会に送付する。

当該高等評議会は、第 1 項に規定する全ての情報について意見を表明する。当該意見は、当初予算法案をコンセイユ・デタに送付する際に、当該法案に添付する。当該意見は、国民議会に提出する当初予算法案に添付され、その提出の際に、当該高等評議会により公表される。

第 15 条

政府は、国民議会に補正予算法案又は社会保障補正財政法案を提出することを決定した場合には、当該法案の策定のために用いたマクロ経済見通しについて、財政高等評議会に遅滞なく通知する。政府は、当該高等評議会が補正予算法案又は社会保障財政法案の前文等の整合性を財政計画法案で定める構造的財政収支の複数年の方針に照らして評価するために必要な情報を、当該高等評議会に送付する。(第 3 文削除)⁽²³⁾

第 16 条

政府は、議会における財政計画法案、予算法案又は社会保障財政法案の審議中に、当該法案が当初依拠していたマクロ経済見通しの見直しを図る場合には、新しい見通しの状況

(21) 第 1 条に基づき、財政計画法案で定める中期財政目標を指す。Christian Eckert, *Assemblée nationale Rapport*, n° 244, 3 octobre 2012, pp.167-168. (<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r0244.pdf>)

(22) 財政協定をはじめとする各種協定。 *ibid.*, p.167.

(23) 前掲注(17)にある憲法院判決により違憲とされた。削除された規定は、「国民議会が第 1 読会において補正予算法案又は社会保障補正財政法案を採択する前に、財政高等評議会は、この条に規定する全ての情報についての意見を公開する」である。憲法第 39 条によれば、予算法案等の政府提出法案は、閣議決定の前にコンセイユ・デタの意見を聴かなければならない。憲法院は、この際に、財政高等評議会の意見も、法案に添付してコンセイユ・デタに送付しなければならないとし、財政高等評議会の意見の公開を第 1 読会の前としていた規定を違憲とした。

について、財政高等評議会に遅滞なく通知する。当該高等評議会は、財政計画法律、予算法律又は社会保障財政法律の最終的な採択の前に、当該見通しについて、意見を公表する。

第 17 条

財政高等評議会は、欧州連合加盟国の経済政策協力のために作成する安定計画案⁽²⁴⁾が依拠するマクロ経済見通しについて、政府から諮問を受ける。当該高等評議会は、理事会及び欧州委員会に安定化計画を送付する期限日の 2 週間前までに、その意見を公表する。当該意見は、安定計画の送付の際に添付する。

第 18 条

財政高等評議会は、財政、統計及び経済見通しの分野を所管する行政機関の代表者を聴取することができる。

当該高等評議会は、一般政府及びその各下位部門の歳入、歳出、財政収支及び公債の展望の評価等のために、行政機関以外の団体又は個人に支援を要請することができる。

政府は、当該高等評議会がその意見の準備のために行う政府への情報請求に応じるものとする。

第 19 条

財政高等評議会及び議会は、当初予算法案の各審議において、構造的財政収支に直接的な影響のない新たに承認された重要な国の支出負担行為について、政府から情報提供を受ける。

第 20 条

財政高等評議会議長は、国民議会及び元老院の委員会の要請があるときはいつでも、聴取されるものとする。

第 21 条

財政高等評議会は、その議長の招集により開催される。当該高等評議会は、議長を除き、第 11 条 2° 及び 3° に規定する条件に従い指名された 2 人を含む 5 人の委員の出席により、有効に審議することができる。当該高等評議会は、[出席者の] 過半数の投票により、議決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

委員は、審議について守秘義務を負う。当該高等評議会は、反対意見を公表することができない。

当該高等評議会は、この組織法律で定めるもの以外の事例又は主題について、意見を審議し、又は公表することができない。

当該高等評議会は、その議長が権限を委任するための条件について定める組織規程を作成し、及び公開する。

第 22 条

財政高等評議会の議長は、その任務の遂行に要する予算を管理する。当該予算は、ミッション「国に関する助言及び統制」に属するプログラム⁽²⁵⁾に計上される。

(24) 安定計画 (programme de stabilité) は、「予算状況の監視並びに経済政策の監視及び調整の強化に関する 1997 年 7 月 7 日の理事会規則 (EC) 1466/97」第 3 条に規定する中期予算戦略の計画で、毎年 4 月に加盟国が欧州委員会及び理事会に提出する。“Council Regulation (EC) No 1466/97 of 7 July 1997 on the strengthening of the surveillance of budgetary positions and the surveillance and coordination of economic policies,” *Official Journal*, L209, 1997.8.2, pp.8-9.

(25) プログラムの名称は「財政高等評議会」(Haut Conseil des finances publiques) である。

第4節 是正の方法に関する規定

第23条

I. 決算法案の提出のために、財政高等評議会は、必要に応じて、前年度の予算執行の結果と財政計画法律で定める構造的財政収支の複数年の方針との比較により確認されるIIに規定する著しい乖離について指摘する意見を発表する。当該比較は、財政計画法律に添付する報告書に記載する潜在国内総生産の推移を考慮して行う。

当該意見は、財政高等評議会により公表され、及び決算法案に添付される。当該意見は、必要に応じて、確認された乖離の根拠となる前記2012年3月2日に調印された条約第3条に規定する例外的な事情⁽²⁶⁾を考慮する。

当該高等評議会の意見がこのような乖離を確認した場合には、政府は、各院における決算法案の審議の際に、この乖離の原因を説明する。政府は、前記2001年8月1日の組織法律第2001-692号第48条に規定する報告書⁽²⁷⁾において、予定される是正措置を示す。

II. 財政計画法律で定める一般政府全体の構造的財政収支の複数年の方針に照らして、対象となる年度の国内総生産の0.5%以上に相当する乖離又は連続する2年間の各年の平均が国内総生産の0.25%以上に相当する乖離は、著しい乖離とみなす。

III. 政府は、遅くとも、次の当初予算法案又は当初社会保障財政法案において、著しい乖離を考慮する。

次の当初予算法案及び当初社会保障財政法案に添付する報告書は、財政計画法律で定める構造的財政収支の複数年の方針に一致することを目的として一般政府全体又はその下位部門の特定のもののみを対象として予定される是正措置について分析する。当該報告書は、必要に応じて、当該是正措置の規模及び日程について生じる第2条5°の適用により財政計画法律が示す指標との差異について説明する。

第14条に規定する財政高等評議会の意見において、当該是正措置及び必要に応じて当該差異に対する評価を示す。

IV. A. 政府は、財政高等評議会に対して、例外的な事情の定義に関する前記2012年3月2日に調印された条約第3条に規定する条件が充足されたか否かを確認するよう要請することができる。

当該高等評議会は、遅滞なく、理由を付した意見を公表し、答申する。

B. 決算法律を除き、当該意見の公表の後の最初の予算法案の前文においては、経済状態が例外的な事情を有する旨を宣言し、又は当該事情がもはや存在しない旨を確認することができる。

第5節 雑則及び最終規定

第24条

I. 前記2001年8月1日の組織法律第2001-692号を次のように改める。

1° 第34条⁽²⁸⁾第1項を次のように改める。

「当初予算法律は、財政計画及び財政統

(26) 前掲注(7)参照。

(27) 当初予算法案の審議のために、政府から議会に提出される「国民経済の変動及び財政方針に関する報告書」(rapport sur l'évolution de l'économie nationale et sur les orientations des finances publiques)を指す。

(28) 予算法律の構造と内容について規定する条文。予算法律は、第1部で税制改正について定め、第2部で歳出について定める。この改正により、第1部の前に前文が置かれることとなった。

- 治に関する 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 7 条に規定する前文のほかに、異なる 2 つの部で構成する。」
- 2° 第 37 条⁽²⁹⁾の最初に、I A を加える。
「I A 決算法律は、前記 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 8 条に規定する前文を含む。」
- 3° 第 50 条第 1 項の末尾に、次の 1 文を加える。
「当該報告書⁽³⁰⁾は、また、前記 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 9 条 I に規定する要素を含む。」
- 4° 第 51 条⁽³¹⁾ 4° の 2 の次に、4° の 3 として次のように加える。
「4° の 3 必要に応じて、前記 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 23 条 III に規定する報告書」
- 5° 第 54 条⁽³²⁾を次のように改める。
- a) 7° の第 1 文中「並びに国のオフバランスシート取引以外の支出負担行為の評価」を「国のオフバランスシート取引以外の支出負担行為の評価並びに金額及び履行期限日を明記した官民協働契約⁽³³⁾及び長期不動産賃貸借契約⁽³⁴⁾の一覧」とする。
- b) 8° として、次のように加える。
「8° 前記 2012 年 12 月 17 日の組織法

- 律第 2012-1403 号第 23 条 I に規定する財政高等評議会の意見」
- II. 社会保障法典 LO. 第 111-3 条⁽³⁵⁾ II 第 2 項第 1 文を次のように改める。
「社会保障補正財政法律は、財政計画及び財政統治に関する 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 7 条に規定する前文のほかに、異なる 2 つの部で構成する。」
- III. 同法典 LO. 第 111-4 条⁽³⁶⁾を次のように改める。
- 1° I の末尾に次の 1 項を加える。
「当該報告書は、また、財政計画及び財政統治に関する 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 9 条 II に規定する要素を含む。」
- 2° III⁽³⁷⁾の末尾に 11° として、次のように加える。
「11° 前記 2012 年 12 月 17 日の組織法律第 2012-1403 号第 23 条 III に規定する報告書」

第 25 条

- 前記 2001 年 8 月 1 日の組織法律第 2001-692 号を次のように改める。
- 1° 第 50 条第 2 項を、次の 6 項に改める。
「当該報告書⁽³⁸⁾は、全ての国民負担及び歳出の総額並びにそれらの変動について説明

(29) 決算法律の内容に関する規定。予算法律と同様に、この改正により前文が置かれることとなった。

(30) 前掲注(14)参照。

(31) 当初予算案に添付するものを列挙する条文。年次成果計画書 (PAP) も含まれる。

(32) 決算案に添付するものを列挙する条文。年次成果報告書 (RAP) も含まれる。

(33) 官民協働契約 (contrat de partenariat) は、公共施設等の建築、改修、維持管理、運営等を民間に委任する行政契約である。2004 年に、官民共同契約に関する 2004 年 6 月 17 日のオルドナンス (行政立法) 第 2004-559 号 (Ordonnance n° 2004-559 du 17 juin 2004 sur les contrats de partenariat) により創設された。

(34) 長期不動産賃貸借契約 (bail emphytéotique) は、不動産を少額の賃貸料で貸す代わりに、当該不動産の改良等を義務づける契約である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.53。

(35) 社会保障法典 LO. 第 111-3 条は、社会保障財政法律の構成及び内容について規定する。

(36) 前掲注(15)参照。

(37) 社会保障法典 LO. 第 111-4 条 III は、当初社会保障財政法案の添付資料について定める。

(38) 当初予算案に添付する「経済・社会・財政報告書」。前掲注(14)参照。

する。当該報告書には、当該年度及び将来2年間に予定される国民負担に関する法令による措置のそれぞれに対する財政評価を含む。

当該報告書は、欧州連合における欧州国民経済計算体系に関する1996年6月25日の理事会規則（EC）2223/96⁽³⁹⁾で定義する中央政府の部門に属する組織と国との財政上の関係を分析し、当該組織の歳出、歳入、財政収支、公債及びその他の支出負担行為について説明する。

当該報告書は、一般制度及び前記理事会規則（EC）2223/96で定義する一般政府の社会保障基金の部門に属するその他の組織の歳出、歳入、財政収支及び公債について説明する。

当該報告書は、地方公共団体及び前記理事会規則（EC）2223/96で定義する一般政府の地方政府の部門に属するその他の組織の歳出、歳入、財政収支及び公債について説明する。

前年度の会計の説明を含む国民経済計算報告書⁽⁴⁰⁾を当該添付資料に添付する。

当該報告書は、国民議会及び元老院の審議の対象とすることができる。」

2° 第52条を削除する。

第26条

前記2001年8月1日の組織法律第2001-692号第54条⁽⁴¹⁾を次のように改める。

1° 1°⁽⁴²⁾の末尾に「及び租税支出額」を加える。

2° 4°⁽⁴³⁾の末尾にeとして、次のように加える。
「e) 租税支出額」

第27条

社会保障法典LO.第111-3条VB3°⁽⁴⁴⁾中「税に関する規則を改める」を削る。

第28条

この組織法律は、2013年3月1日に施行するか、又は前記2012年3月2日に調印された条約の発効⁽⁴⁵⁾がこれより遅れた場合には、その発効から1か月後に施行する。

この組織法律の施行日の後に採択される最初の財政計画法律の公布までに、第7条、第9条、第14条及び第23条を適用する場合には、財政の複数年の方針は、その時点で施行されている財政計画法律において定義されているものとする。

この組織法律は、国の法律として施行する。

（はっとり ゆうき）

(39) 欧州連合運営条約の第12議定書に基づく指令で、欧州連合で用いる国民経済計算体系（European System of Accounts: ESA）について定める。“Council Regulation (EC) No 2223/96 of 25 June 1996 on the European system of national and regional accounts in the Community,” *Official Journal*, L310, 1996.11.30, pp.1-469.

(40) 国立統計経済研究所（INSEE）が作成する。四半期ごとの報告書と年刊の報告書がある。

(41) 前掲注⁽³²⁾参照。

(42) 従来、1°では、決算法律に添付するものとして、一般会計予算における収入の変化を挙げていたが、この改正により、租税収入額が追加された。

(43) 4°は、決算法律に添付され、目標の達成状況等を示す年次成果報告書に記載する内容を列挙する規定。

(44) LO.第111-3条VBは、当初社会保障財政法律の税収に関する部分において規定すべき措置を列挙している。この改正は、単に、前回の改正時に間違っただけで残された不要な文言を削るためのものである。*Journal officiel de la République française. Débats parlementaires. Sénat. Compte rendu intégral*, 2012 (62), 31 octobre 2012, p.4235.

(45) 実際には、2013年1月1日に発効した。